

令和 6 年度	第 241802 号	委 託 仕 様 書		伊 賀 南 部 環 境 衛 生 組 合			
件 名	資源(BD地区)収集運搬業務委託						
場 所	名張市内及び伊賀市青山支所区域						
履 行 期 間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月31日まで						
業 務 の 概 要							
別紙仕様書による収集地区から発生する、紙・繊維類の収集、運搬業務							

# 内 訳 書

第 1 号

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
資源(AC地区/BD地区)収集運搬業務委託						
車 両 費						
塵 芥 収 集 車	4tパッカー車	2	台			代価表第1号
低 床 ト ラ ッ ク	2tトラック	1	台			代価表第2号
車 両 費 計						
人 件 費	一般運転手	1.00	式			代価表第3号
直 接 委 託 費 計						
諸 経 費		1.00	式			
小 計						
消 費 税 相 当 額		1.00	式			
合 計						
		1.00	式			





# 代 価 表

第 3 号 人 件 費 1. 0式当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一 般 運 転 手						
1 日 当 り			人			
小 計						
1 2 ヶ 月		120	日			10日/月×12ヶ月
合 計						

令和6年度  
資源（BD地区）収集運搬業務委託  
仕様書

伊賀南部環境衛生組合

## 1. 目的

本業務は、伊賀南部環境衛生組合（以下「発注者」という。）の管内（名張市内及び伊賀市青山支所区域）で発生する家庭系一般廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、家庭から排出された一般廃棄物のうち、紙・繊維類等（以下「資源」という。）を別表で指定された地区において収集し、資源化を行うための運搬を目的とする。

## 2. 委託業務内容

収集運搬する一般廃棄物は、「資源」とし、発注者が別紙により指定した日に指定された地区の家庭から排出された「資源」を収集し、指定する処理施設への運搬を行う。

「資源」とは、家庭から排出される一般廃棄物のうち、以下の品目とする。

- ・新聞（折込チラシを含む）
- ・雑誌、ざつ紙
- ・ダンボール
- ・紙パック
- ・繊維類

## 3. 業務履行

業務の履行に当たって、受注者は発注者の事業を受託していることを深く認識するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則」等ごみ収集等に関する関係法令・規則を遵守し、発注者が定める一般廃棄物処理計画及び収集計画に従って、能率的、経済的、安全かつ誠実に履行すること。

## 4. 委託期間

令和6年 4月 1日から令和7年 3月31日までとする。

## 5. 支払方法

毎月払い

発注者は受注者から請求のあった日から30日以内に支払う。

## 6. 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書（登録車両名、収集経路）を作成し、発注者の承認を受けること。

## 7. 従業員の届出

受注者は、あらかじめ業務に従事する従業員の氏名を書面にて発注者に届け出ること。また、変更等がある場合は速やかに届け出ること。

## 8. 車両等の機材

- (1) 業務の履行に必要な車両・機材器具等は、受注者の負担とする。  
また、使用車両及び機材器具等については適正に管理し、事故等を未然に防ぐよう努めること。
- (2) 業務に使用する車両には、発注者の指定する看板を車体に表示すること。

## 9. 作業基準

- (1) 業務は、発注者の定める収集日程表に基づいて行うこと。(収集回数は各地区月1回)
- (2) 業務は、発注者の指定した地区の指定した品目を指定した日の午前8時30分から行うこととし、原則として午前中に収集し、指定された処理施設への運搬を終えること。
- (3) 収集作業は、排出された資源を各品目別に収集することとする。また、各品目別に計量を行うため、処理施設への運搬をしたときに品目別に計量できるように収集運搬の工程を立てること。
- (4) 集積場所の追加・変更・廃止や、天災・交通障害による変更等が生じた場合、また、その他発注者から指示がある場合は迅速に対応すること。
- (5) 収集後の集積場所は、常に清潔保持に努めること。また、シート等が使用されているときは、交通の支障等にならないよう折りたたみ、重しを載せておくこと。
- (6) 業務中においては、道路交通法等交通法規を遵守するとともに、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分配慮し、積載物の落下や道路路面等へごみ・汚水等の飛散防止に必要な対策を講じること。
- (7) 業務中は、市民等に対し親切丁寧を旨とし、不快感や迷惑を与える行動や言動等信頼を損なう行為は絶対に行わないこと。
- (8) 業務中に、市民等から金品その他の物を収受してはならない。

## 10. 搬入場所

収集した資源は、伊賀南部ストックヤード（名張市青蓮寺2723番地）へ運搬するものとする。ただし、発注者が搬入施設を変更した場合は、発注者の指示に従うこと。

なお、搬入にあたっては、当該処理施設の職員の指示に従うこと。

## 11. 業務報告

受注者は、業務実績を明らかにするため、発注者の指定する様式の業務日報により作業日以降速やかに報告すること。また、当月分の業務月報を翌月5日までに報告すること。

## 12. 事故の報告

- (1) 受注者は、業務中に事故等が発生したときは、自ら適切な処置を取るとともに直ちに発注者に概要を連絡し、速やかに書面で報告すること。
- (2) 受注者が業務において被る事故、災害等によって受けた損失は、発注者



はその責を負わない。

13. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

14. その他

悪天候及び天災等不測の事態並びに、収集形態に変更等が生じた場合は、速やかに発注者と協議により決定をすること。

別表の地区に変更等が生じ、発注者が必要と認めた場合においては契約の変更を行う場合がある。

15. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者との協議により決定するものとする。

(別紙)

**B D 地 区**

**収集区域(資源ステーション)**

令和6年1月4日現在

区域	No.	地区名	件数	地区計
名張市	1	上八町	3	30
		東町	9	
		南町	6	
		松崎町	3	
		朝日町	9	
	2	鴻之台1番町	1	32
		鴻之台2番町	2	
		鴻之台3番町	1	
		鴻之台4番町	1	
		鴻之台5番町	1	
		希央台1番町	1	
		希央台2番町	1	
		桔梗が丘6番町	6	
	3	桔梗が丘7番町	8	38
		桔梗が丘8番町	10	
		梅が丘南1番町	6	
		梅が丘南2番町	4	
		梅が丘南3番町	7	
		梅が丘南4番町	2	
梅が丘南5番町		2		
梅が丘北1番町		5		
市	梅が丘北2番町	3		
	梅が丘北3番町	4		
	梅が丘北4番町	3		
	梅が丘北5番町	2		

区域	No.	地区名	件数	地区計
名張市	4	蔵持町里	2	26
		蔵持町原出	7	
		蔵持町芝出	1	
		大屋戸	1	
		松原町	1	
		夏秋	1	
		短野	1	
		下三谷	1	
		緑が丘東	3	
		緑が丘中	5	
	緑が丘西	3		
	5	美旗町中1番	8	25
		美旗町中2番	3	
		美旗町中3番	2	
		美旗町池の台東	4	
		美旗町池の台西	2	
		美旗町南西原	6	
	6	新田	10	36
		エクセル美旗	1	
		美旗中村	5	
		東田原	3	
		東田原若草区	1	
		松陽台	1	
		うぐいす台	2	
		うぐいす台2区	1	
		東田原わかば区	1	
上小波田		1		
下小波田		1		
西原町		3		
南古山		1		
美旗町藤が丘		2		
グリーンハイツ	3			
7	下比奈知	13	19	
	上比奈知	3		
	滝之原	3		

区域	No.	地区名	件数	地区計
名張市	8	薦生	1	26
		八幡	1	
		西田原	1	
		鶉山	1	
		家野	1	
		葛尾	1	
		さつき台1番町	4	
		さつき台2番町	4	
		桔梗が丘西1番町	2	
		桔梗が丘西2番町	1	
		桔梗が丘西3番町	2	
		桔梗が丘西4番町	1	
		桔梗が丘西5番町	1	
		桔梗が丘西6番町	3	
		桔梗が丘西7番町	2	
名張市合計				232

区域	No.	地区名	件数	地区計			
伊賀市(青山支所管内)	9	阿保東部	7	25			
		阿保西部	9				
		弥生	1				
		奥鹿野	1				
		伊勢路	1				
		下川原	2				
		北山	1				
		勝地	1				
		妙楽地	1				
	10	滝	1	6			
		小川内	1				
		高尾(除古田)	5				
		伊賀市(青山支所管内)合計				31	

※収集箇所数(件数)は増加、または減少する場合がある。

**BD地区合計件数 263 件**